

令和6年度空知総合振興局又は石狩振興局が発注する工事の入札参加申請における類似工事施工実績の事前登録実施要領

1 受付対象、対象工事等

空知総合振興局又は石狩振興局管内に主たる営業所を有する者（主たる営業所とは、建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（２）の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）であって、北海道の建設工事等の入札参加資格を有し、空知総合振興局又は石狩振興局が発注する農業土木工事、森林土木工事、舗装工事等への入札参加希望者を対象とします。（入札参加資格種類及び対象工事は、別紙1を参照のこと。）

共同企業体は、構成員個々の実績を用いますので登録を行いません。

また、他の（総合）振興局に主たる営業所を有する者であっても、共同企業体の構成員や工事の種類により、入札参加を予定される方は対象とします。

2 事前登録が可能な施工実績

（１）施工実績の対象

元請けとして、過去15年間（平成21年4月1日から令和5年12月31日まで）に完成し、かつ、引き渡しを完了した工事実績で、別添の「令和6年度類似工事施工実績登録書」（以下、「実績登録書」という。）記載の工種のうち登録を希望する工種を含む工事を対象とします。

なお、発注元は、国、北海道、市町村、土地改良区等とします。

また、管水路、用水路及び排水路については、農業用の水路が類似工事の対象となっており、農業用の管水路、用水路及び排水路を登録するようにしてください。

（２）共同企業体での施工実績

共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものを対象とします。

3 事前登録の受付集中期間

令和6年1月17日（水）から同年1月31日（水）までの毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。ただし、北海道の休日に関する条例（平成2年3月31日条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日を除きます。

4 受付窓口、問い合わせ先

＜空知総合振興局管内に主たる営業所がある事業者＞

- ・北海道空知総合振興局総務課主査（事業管理）
岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎1階
電話 0126-20-0023（直通）

＜石狩振興局管内に主たる営業所がある事業者＞

- ・北海道石狩振興局総務課主査（事業管理）
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階
電話 011-204-5811（直通）

5 提出する書類等

（１）実績登録書（別紙1） 1部（代表者印が押印されたもの）

様式は、「電子調達サイト」の「その他の公開情報」もしくは「空知総合振興局又は石狩振興局公共事業情報のHP」からダウンロードしてください。

（２）類似工事施工実績を証明する書面

契約書、設計書、設計図面、JV協定書、JV附属協定書、CORINS登録書等の写しとします。

なお、令和5年度に登録していなくても、令和4年度以前の登録内容と変更がない場合は、証明書類等を添付する必要はありませんが、令和6年度分を審査する過程で提出を求める場合があります。

（３）返信用封筒（送付先を記載した返信用切手貼付の定形封筒）

（注）申請に必要な資料提出は郵送としますが、持参も可とします。

6 実績登録書の取扱い

(1) 実績登録書の交付

書類確認後、「実績登録書」に確認済印を押印し返送します。
実績登録書の発送は、2月下旬を予定しています。

(2) 実績登録書の有効期間

登録内容は、入札日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までを有効とします。

(3) 実績登録書の利用

ア 事前登録した内容が、求める類似工事の要件を満たす場合、入札参加申請時には確認済みの「実績登録書」(写)を添付することで、類似工事の施工実績説明資料として取り扱いますので、契約書、設計書等の添付資料が省略できます。

なお、未登録の工事実績は、従前どおり取り扱います。

また、登録済みの内容であっても、必要に応じて確認する場合があります。

イ 電子入札に参加する場合は、(1)で返送した「実績登録書」の紙データを、「北海道電子入札運用基準」第2章の4の4-1(2)に定めるファイルに変換し添付してください。

7 その他

(1) 資料の作成に要する経費は、申請者負担とし、提出された書類は返却いたしません。

(2) 実際の入札への参加申込みに当たっては、公告内容に従うものとします。

(3) 登録した施工実績は、空知総合振興局及び石狩振興局の共通データとして取り扱います。

空知総合振興局で登録された「実績登録書」は、石狩振興局発注工事における類似工事の施工実績説明資料として、また、石狩振興局での「登録実績書」は空知総合振興局発注工事における類似工事の施工実績説明資料としても有効として取り扱います。

(4) 受付期間終了後も、随時、新規登録及び登録内容の変更を行います。ただし、通常の入札事務を優先しますので、「実績登録書」の交付に時間を要する場合があります。

(5) 企業の合併や名称が変更となった場合は、交付済の「実績登録書」は有効ですが、入札に参加申請する際には、変更となった事由の説明資料を添付してください。

なお、新たに「実績登録書」を受けるときは、(4)のとおり取り扱います。

また、登録内容を同じくする場合(部分)は、交付済みの「実績登録書」(写)の添付で対応しますので、この場合も、変更となった事由の説明資料を添付してください。